

兵庫県公報

平成26年9月16日 火曜日 第2629号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	4
○同上（同）	7
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	9
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	9
○昭和59年兵庫県告示第783号（肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示事項）の一部改正（農産園芸課）	10
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	10
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	13
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	13
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	14
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	14
○道路の位置指定（建築指導課）	14
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	15
○総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（西播磨県民局）	15
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	15
公安委員会告示	
○各警備業務に係る検定合格者審査	16

告 示

兵庫県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
医療法人公仁会仁十クリニック	明石市魚住町清水1628-1	医療法人公仁会	平成26年5月1日

らら薬局大久保店	同 市大久保町谷八木1191—180	株式会社中川調剤薬局	同 年8月1日
のみやま歯科	同 市大久保町福田85—1 サンブランシ ェ102号	野見山 未来友	同
晋栄福祉会診療所	宝塚市中山桜台1—7—1	社会福祉法人晋栄福祉会	平成26年6月1日
医療法人社団みはら歯科医 院	同 市中山寺1—14—16 K I S H I D A. B L D. 203号室	医療法人社団みはら歯科医 院	同
Kこころのケアクリニック	川西市小花1—6—18 N&Hビル3階	小 林 直 人	平成26年8月1日



兵庫県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
仁十クリニック	明石市魚住町清水字喰西2356—1	医療法人公仁会	平成26年4月30日
有限会社さくら調剤薬局	加古川市尾上町旭2—28—2	有限会社さくら調剤薬局	同 年5月31日
みはら歯科医院	宝塚市中山寺1—14—16	三 原 丞 二	同
船原歯科医院	三木市平田2—11—3	船 原 順三郎	平成26年4月30日
大畑診療所	神崎郡神崎町大畑319—1	神崎町長	平成17年11月6日
愛の里訪問看護ステーショ ン	同 郡福崎町大貫2321—1	有限会社愛の里	平成26年7月29日

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
おがわ歯科クリニック	明石市西明石南町2—16—5 ベルオーク 西明石1F	小 河 輝 子	平成26年6月30日



兵庫県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日

かきたクリニック	明石市西明石南町2-10-5	医療法人社団橘医会	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成26年5月12日
リハビリ特化型デイサ ービスエミナス	伊丹市西台1-6-1	医療法人社団豊明会	通所介護、介護予防 通所介護	同 年6月1日
サクラ薬局タミー店	同 市西台1-1-1 阪急 伊丹リータ1階	新世薬品株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同
介護センターシンパシ ー	同 市岩屋1-3-31	S y m p a t h y株式 会社	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成26年7月1日
居宅介護支援事業所ケ ア・サポート・モリ	同 市南野1-4-30	有限会社ケア・サポー ト・モリ	居宅介護支援	同
ここのか短期入所生活 介護	豊岡市九日市上町785	社会福祉法人あそう	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	平成26年4月1日
デイサービスセンター ここのか	同 上	同 上	通所介護、介護予防 通所介護	同
ここのか居宅介護支援 事業所	同 上	同 上	居宅介護支援	同
医療法人社団順心会加 古川白寿苑居宅介護支 援センター	加古川市野口町坂井字西ノ大 町58-1	医療法人社団順心会	同 上	同
みきやま訪問介護ステ ーション	三木市大塚1-1-26	医療法人社団和敬会	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成26年6月1日
デイサービスCHIA K Iほおずき高砂	高砂市米田町米田256-3	有限会社ほおずき	認知症対応型通所介 護	平成25年7月28日
すこやかリハビリセン ター	宍粟市山崎町野46-1	有限会社すこやか研究 所	通所介護、介護予防 通所介護	平成26年7月1日
リハビリトレーニング センターはっする	加古郡播磨町南野添1-1- 23	株式会社T&H	同 上	同 年6月1日



兵庫県告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
共立会病院	加古川市米田町平津596	事業所名称	共立会病院通所リ ハビリセンター	共立会病院	平成26年6月1日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
ひなた訪問入浴介護サービス事業所	芦屋市打出町5-22 メゾン打出204	株式会社日本技研	訪問入浴介護	平成26年6月30日
株式会社こうのとり介護サービス	豊岡市高屋179 コムフォート但馬105	株式会社こうのとり介護サービス	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	同 年4月30日
ケア21加古川	加古川市加古川町平野399 サンスプラッシュビル2階	株式会社ケア21	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年6月30日
介護ショップひまわり滝野店	加東郡滝野町下滝野1-136	株式会社ひまわり	福祉用具貸与	平成18年3月31日
株式会社アディア介護ショップひまわり社店	同 郡社町社3	株式会社アディア	同 上	平成26年3月31日

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
オリーブ三木訪問看護ステーション	三木市加佐字一ヶ坪273-2	医療法人社団栄宏会	訪問看護、介護予防訪問看護	平成26年7月31日



兵庫県告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
清水 理 照	こころ明石鍼灸治療院	明石市東仲ノ町2-9 R2フラット久保402W	平成26年7月1日
本 田 豊 重	本田鍼灸療院	同 市大久保町江井島837-12	同
前 田 啓 二	前田鍼灸院	同 市沢野2-16-10	同
後 藤 昌 弘	ごとう鍼灸マッサージ院	同 市大久保町大窪550-1	同
茂 田 昭 雄	茂田鍼灸治療院	同 市大久保町駅前1-7-8 岸本ビル201号	同
初 瀬 貴 信	初瀬鍼灸院	同 市大久保町駅前1-3-9 マーメゾン101号	同
井 上 和 哉	鍼灸治療院和み堂	同 市朝霧町2-9-20	同
上 田 将 大	めぐみ鍼灸明石治療所	同 市大久保町谷八木408	同
三 輪 秀 哉	みわ鍼灸接骨院	同 市野々上3-16-11-101	同

川 中 拓 道	同 上	同 上	同
嶋 田 善 浩	はりきゅう整骨マッサージ しまだ	明石市西明石南町3-6-5	同
牧 田 知 武	まきた鍼灸整骨院	同 市桜町1-6	同
尾 西 真 豪	おにし鍼灸整骨院	同 市立石1-3-6 アケボノマンション I	同
寺 内 洋 平	あいはら接骨院	洲本市五色町鮎原西143-2	同
津 村 博 次	津村こだわり治療院	同 市由良3-9-10	同
高 尾 周 吾	高尾鍼灸院	同 市上内膳129	同
森 本 齊 吾	若葉鍼灸院	同 市五色町鮎原西13-6	同
芝 文 雄	大山治療院・芦屋	芦屋市翠ヶ丘町1-22	同
三 好 貴 博	マッサージスペースナップ	同 市大原町5-4 タケウチビル104	同
南 武 伸	みなみ鍼灸整骨院	同 市業平町1-19-102	同
竹 山 竜 太	竹山鍼灸院	同 市西蔵町10-5-309	同
宮 崎 克 也	宮崎鍼灸指圧治療院	伊丹市稲野町4-11-1	同
與那嶺 清 春	明夷針療院	同 市昆陽東6-8-47-106	同
隠 岐 麗 王	おき鍼灸院	同 市西台1-2-3 山本不動産ビル201 号	同
前 田 勝 也	前田鍼灸院	同 市荻野5-7-2	同
青 野 敏 之	あおの鍼灸整骨院	同 市御願塚4-10-7-102	同
新 垣 健 一	しんがき鍼灸整骨院	同 市昆陽東5-2-84 和田ハイツ102	同
穂 積 右	ほづみ整骨院・針灸院	同 市中央5-1-17	同
有 本 竜 平	藤本はり・きゅう整骨院	同 市平松2-1-23	同
岩 丸 和 憲	同 上	同 上	同
新 開 昂	同 上	同 上	同
市 口 和 明	同 上	同 上	同
笠 富 健	宝龍鍼灸整骨院	伊丹市南町4-5-27	同
乾 康 敏	かふう鍼灸整骨院	同 市南野北5-4-13-1 F西	同
森 拓 次	森鍼灸院	同 市千僧5-34-103	同
立 花 貴 子	貴東洋鍼灸接骨院	加古川市別府町別府679-3	同
川 村 勉	かわむら鍼灸接骨院	同 市平岡町新在家3-282-8 グリー ンルミナス1-B	同
岩 崎 哲 也	ほほえみ鍼灸整骨院	同 市米田町平津734-18	同
藤 田 嘉 久	藤田はりきゅう治療室	同 市志方町高畑559	同

辻 川 昌 只	辻川あんま鍼灸治療院	同 市加古川町北在家725—7	同
福 田 清 美	福田産婦人科麻酔科	赤穂市加里屋30—9	同
平 原 升	マッサージ・はり治療院あんしん福	宝塚市売布4—1—12 メゾンドムール	同
田 中 英 子	たから鍼灸院	同 市小林4—7—37 田中小林ビル306	同
福 島 啓 三	南国堂	同 市伊子志3—14—28—116	同
原 嘉 和	ハラ治療院	同 市千種1—8—53	同
南 都 嘉 宏	南都鍼灸治療院	同 市高司3—7—26	同
勝 山 貴 浩	勝山接骨院	同 市小浜5—12—26	同
吉 本 一 郎	吉本鍼灸整骨院	同 市小林5—4—31 メゾンドール宝塚1F	同
林 和 磨	安井整骨院	同 市逆瀬台1—7—1—110号	同
三 木 淳 平	オフィス宝塚鍼灸接骨院	同 市中州1—3—21—103	同
足 立 直 樹	足立鍼灸整骨院	同 市中筋5—13—17N C 中山寺102	同
宮 崎 麻 衣	同 上	同 上	同
内 野 勝 郎	宝塚医療大学附属治療院	同 市花屋敷緑ガ丘1	同
石 田 真	石田針灸整骨院	同 市平井2—1—10	同
荻 野 誠 司	よこやま鍼灸整骨院	同 市山本西2—7—3—101	同
山 本 剛 史	やまもと鍼灸整骨院	同 市中山寺1—11—16	同
小 森 英 敏	こもり整骨院	同 市伊子志3—12—37 逆瀬川ロイヤルハイツ101—B	同
森 脇 健 文	もりわきはり灸院	高砂市阿弥陀町魚橋字池崎958—6	同
井 出 睦 美	鷹見鍼灸院	同 市荒井町小松原4—70—8	同
紫 垣 侑 志	向陽台整骨院	川西市向陽台3—2—4	同
土 屋 好 央	つちや(鍼灸)整骨院	同 市清和台西3—1—44 プレシナス清和台006号	同
但 田 敏 明	ただ鍼灸院・整骨院	同 市花屋敷1—5—18—105	同
齊 木 徳 雄	齊木鍼灸院	同 市絹延町4—25	同
戸 田 吉 和	とだ鍼灸指圧治療院	同 市中央町17—22—1	同
貴 志 優	貴志鍼灸マッサージ院	三田市狭間が丘2—9—2	同
成 田 延 道	旺尽鍼灸院	加西市北条町栗田1 ラ・メゾンタカセ102	同
松 山 園	旭笑鍼灸整骨院	篠山市小野新185—1	同
佐々木 香	ながむら鍼灸接骨院	養父市八鹿町八鹿471—2	同
村 上 典 昭	あさひ整骨院	丹波市柏原町柏原1202—1	同

畠 田 典 年	畠田鍼灸マッサージ治療院	淡路市育波1553-5	同
島 脇 寛 正	寛鍼灸マッサージ治療院	同 市野島墓浦473-1	同
松 浦 宏 紀	松浦鍼灸接骨院	同 市郡家218	同
河 合 満	かわい鍼灸院	同 市志筑1871 ステージ21-101	同
中 村 徳 男	中村鍼灸院	加東市森176-1	同
西 口 静 江	出張施術専門女性小児専門はり・灸・小児はり「ふきのとう」	川辺郡猪名川町松尾台2-1-11 L-110	同
石 崎 友 茂	禅鍼灸院	同 郡同 町松尾台3-1-2	同
森 田 吉 彦	ひまわり治療院	加古郡播磨町本荘1-4-12	同
延 藤 眞 人	のぶとう鍼灸院	同 郡同 町西野添2-12-15	同
桑 野 敏 行	桑野鍼灸整骨院	揖保郡太子町太田647-1	同
深 澤 緑	ヒカリ東洋治療院	赤穂郡上郡町山野里2423	同



兵庫県告示第814号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
森 大 地	はり・きゅう・淘ぎ	明石市硯町2-7-20-303	平成26年7月1日
水 川 亜莉沙	中村接骨院	同 市野々上2-1-10 ライフステート田中1F	同
不 田 あさゑ	不地鍼灸治療院	同 市魚住町錦が丘1-11-26	同
皆 木 克 仁	皆木鍼灸整骨院	同 市東仲ノ町3-25-103	同
小 松 秀 明	小松鍼灸治療院	同 市西明石南町2-12-9	同
藤 原 聖 哲	ひじり鍼灸整骨院	同 市大久保町ゆりのき通1-2-3 オー ズタウンセンタースクエア4-210	同
茂 田 なぎさ	茂田鍼灸治療院	同 市大久保町駅前1-7-8 岸本ビル 201	同
中 村 裕 斗	中村 裕斗	同 市大久保町松陰1053-8	同
安 原 高 志	オレンジ鍼灸整骨院	同 市本町1-2-33興生ビル1F	同
門 村 鉄 也	明舞中央鍼灸整骨院	同 市松が丘2-3-7 松が丘ビル1F	同
加 藤 孝 則	かがやき整骨院	同 市小久保5-8-6	同

原 竜 也	仙心会治療院	洲本市納231-8	同
糸 井 健 治	芦屋いまふく治療院はり・きゅう・せいこつ	芦屋市若宮町5-6-1 F南東	同
齊 藤 雅 也	齊 藤 雅 也	伊丹市梅ノ木1-1-18	同
前 西 喜 信	なごみ整骨院・鍼灸院	同 市南町4-5-30	同
滝 内 宣 昭	滝内鍼灸接骨院	同 市中野西4-58	同
小 西 誠 一	小西鍼灸院	豊岡市若松町12-2	同
藤 原 一 馬	関西鍼灸整骨院	加古川市平岡町一色93	同
櫻 井 一 輝	さくらい鍼灸接骨院	同 市野口町野口129-128-1 F-1号	同
尾 崎 元 気	げんき鍼灸整骨院山本院	宝塚市山本東3-6-1 ゴールドヒル宝塚 テナント103	同
齊 木 泰 範	同 上	同 上	同
河 村 士 人	天堂鍼灸整骨院	宝塚市山本丸橋2-1-11	同
神 野 貴 史	にがわ整骨院	同 市仁川月見ヶ丘2-59-1 F	同
山 下 平	マッサージ・はり治療院 あんしん福	同 市売布4-1-12 メゾンドムール	同
林 麗 香	えいむ鍼灸整骨院おばやし	同 市光明町8-29-103	同
阪 口 武 行	ほほえみ PLUS	同 市中野町1-7	同
藏 元 伴 舟	伴ハリキウ院	同 市売布3-9-15	同
牧 野 光 代	牧野鍼灸院	同 市鶴の荘17-12	同
中来田 杏 奈	中来田鍼灸整骨院	川西市新田1-17-35	同
中来田 大	同 上	同 上	同
梶 田 敏 広	梶田治療院	川西市下加茂1-26-7	同
上 田 剛 史	こころ三田鍼灸治療院	三田市横山町1-6 ルシエール横山C-301	同
田 村 九	同 上	同 上	同
西 賀 美	ふく整骨院	篠山市黒岡316-10	同
谷 垣 裕 貴	丹波ふく整骨院	丹波市柏原町母坪374-1	同
羽 田 真 人	羽田鍼灸接骨院	淡路市志筑1732	同
辻 元 真由美	ツジモト鍼灸接骨院	宍粟市山崎町加生1-7	同
岡 本 匡 史	ただす鍼灸整骨院	川辺郡猪名川町つつじが丘2-5-2	同
福 田 直 章	いなみ野鍼灸整骨院	加古郡稲美町国岡6-46	同
前 田 和 志	前田接骨院	神崎郡市川町甘地171-6	同
渡 辺 正 明	わたなべ鍼灸院	揖保郡太子町東保49-4	同



兵庫県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成26年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市平野町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 井 利 明	神戸市西区平野町下村166番地
同	戸 田 勉	同 市同区平野町大畑84番地
同	森 岡 强 司	同 市同区平野町繁田482番地
同	安 福 孝 明	同 市同区平野町繁田466番地の 3
同	政 井 裕 之	同 市同区平野町堅田196番地の 1
同	政 井 勝 美	同 市同区平野町堅田480番地
同	澤 田 哲 夫	同 市同区平野町中津406番地の 2
同	茨 木 幸 雄	同 市同区平野町大野113番地
同	松 井 利 浩	同 市同区平野町下村162番地
監 事	黒 田 光 男	同 市同区平野町大畑319番地の 2
同	森 博 之	同 市同区平野町下村176番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 井 利 明	神戸市西区平野町下村166番地
同	戸 田 勉	同 市同区平野町大畑84番地
同	森 岡 强 司	同 市同区平野町繁田482番地
同	安 福 孝 明	同 市同区平野町繁田466番地の 3
同	政 井 裕 之	同 市同区平野町堅田196番地の 1
同	政 井 勝 美	同 市同区平野町堅田480番地
同	澤 田 哲 夫	同 市同区平野町中津406番地の 2
同	茨 木 幸 雄	同 市同区平野町大野113番地
同	松 井 利 浩	同 市同区平野町下村162番地
監 事	黒 田 光 男	同 市同区平野町大畑319番地の 2
同	森 博 之	同 市同区平野町下村176番地

八幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 永 仁 一	姫路市船津町2542番地
同	福 永 泰 正	同 市船津町5311番地 9
監 事	福 永 正 輝	揖保郡太子町矢田部177番地 1 サンワプラザ太子 704号室

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 田 敏 美	姫路市船津町2488番地
同	青 田 真 利	同 市船津町2576番地 1
監 事	井 上 憲 一	同 市船津町2455番地



兵庫県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成26年 9月 3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に
対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対して
のみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	三ツ池（上）地区	平成26年9月16日から 同 年10月6日まで	姫路市役所



兵庫県告示第817号

昭和59年兵庫県告示第783号（肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示事項）の一部を
次のように改正し、平成26年10月1日から適用する。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

表5の第一欄中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。



兵庫県告示第818号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町桑野字堂途264、265、268から270まで、272から274まで、281、281の1、282、283、字堂途
東平267、271の1から271の4まで、字堂峪274の1、275の1から275の3まで、277、284、285、字堂途奥276
の1から276の3まで、字堂峪口286

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂途264・265・268・字堂途東平267・字堂峪284・285（以上6筆について、次の図に示す部分に限
る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森
づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第819号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設
の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
丸尾カルシウム株式会社本社工場
明石市魚住町西岡1455
工場長 戎 屋 典 次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
丸尾カルシウム株式会社本社工場
明石市魚住町西岡1455
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設		26号イ 洗浄施設	
能	力	製品 750kg/日		製品 80t/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	7	8	6～10	6～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	2	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	2	3	5
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40	100	15,000	20,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.5	—	—
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.03	0.08	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		10	20	40	40

備考 既設施設を廃止し、汚水等は循環再利用をするため、排出水の量が1日当たり、通常・最大とも0.15m³減少する。

26号口 ろ過施設	
製品 600kg/日	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
6～10	6～10
—	—
3	5
6	10
—	—
—	—
39.85	39.85

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 9月16日から同年10月 7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第820号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する区域

川西市火打1丁目260番の一部、261番、263番の一部、264番の一部、268番1、268番3、269番の一部、270番の一部、274番の一部、305番、307番、312番、316番1の一部、316番2、319番の一部、320番、322番、326番、327番、329番、330番、331番の一部、333番1、334番、340番1、342番1、342番4、348番、349番、350番の一部、351番の一部、357番1、357番4

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びにベンゼン



兵庫県告示第821号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成26年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成26年兵庫県告示第656号により指定した区域（神崎郡福崎町福田字西黒田118番2、118番3の一部）の全部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第822号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（国土調査法に基づく都市再生地籍調査事業）

2 作業期間

平成26年 9月1日から平成27年 3月23日まで

3 作業地域

伊丹市荻野2丁目及び3丁目の一部



兵庫県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 9月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 9月16日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 切畑道場線	宝塚市玉瀬字イヅリハ1番148から 同 市玉瀬字イヅリハ1番92まで	旧	4.0から 56.0まで	523.0	一部 予定地
		新	4.0から 54.0まで	523.0	一部 予定地



兵庫県告示第824号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播位置 0005号	26. 9. 3	宍粟市山崎町千本屋字矢寺190番の一部、197番1の一部	4.00	54.18



兵庫県告示第825号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成26年10月10日から適用する。

平成26年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表株式会社 但馬銀行の項中

「

	同 和田山支店	朝来市和田山町東谷	
	同 和田山支店秋葉台出張所	朝来市和田山町秋葉台	

を

「

	同 和田山支店	朝来市和田山町東谷	
--	---------	-----------	--

に改める。



兵庫県告示第826号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成26年 9月16日

西播磨県民局長 山 本 嘉 彦

- 1 指定する土地等の所在地
宍粟市山崎町中井88
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
工作物
 - (2) 用途
株式会社ヤマダ電機テックランド山崎店駐車場
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称
株式会社長田GH
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
宍粟市山崎町千本屋213
 - (3) 代表者の氏名
長 田 博
- 4 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

公 告

農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだ

け具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成26年9月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要
(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	
26 第6号	株式会社 ささ営農	たつの市新宮町下笹1049番地	たつの市新宮町上笹丁畑ヶ下 881ほか105筆

- 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課及び西播磨県民局光都農林振興事務所

- (2) 縦覧期間

平成26年9月16日から同月30日まで

- 3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第299号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年9月16日

兵庫県公安委員会

委員長 橋本 猛 伸

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

- 2 実施日時

- (1) 1級
平成26年10月24日（金）午前9時から午後0時まで
- (2) 2級
平成26年10月24日（金）午後2時から午後5時まで

- 3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部本館1階 101会議室

- 4 審査対象者

- (1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 2級

空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

6 審査の申請手続

(1) 受付期間

平成26年9月24日（水）から同年10月10日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

(3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

(4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

(6) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

7 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046